

平成 20 年 5 月 16 日
福岡財務支局

長崎三菱信用組合に対する行政処分について

1. 長崎三菱信用組合（本店：長崎市）については、営業店において発生した複数の預金の着服・流用等の不祥事件に関し、中小企業等協同組合法第 105 条の 3 第 2 項及び協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 24 条第 1 項に基づく報告によると、経営陣が法令等に違反して不祥事件等届出を行わず、組織的に隠蔽するなど、極めて不適切な対応を行っており、また、理事会や監事による牽制機能が働いていないなど、法令等遵守態勢及び経営管理態勢等に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同組合に対し、協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 適切な業務運営を確保するため、以下の観点から、法令等遵守態勢及び経営管理態勢等を確立・強化すること。

法令等遵守に係る経営責任の明確化

理事会及び監事会の機能強化による経営管理態勢の確立

全組合的な法令等遵守態勢の確立(役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む)

営業店及び本部における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化

(不祥事件等未然防止策の充実・強化、事件発覚後の適切な対応を含む)

内部監査部門の充実・強化による監査機能の実効性の確保

適切な人事管理の徹底

内部管理態勢の改善に向けた取組みの実効性を客観的に検証する態勢の構築

- (2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成 20 年 6 月 16 日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

福岡財務支局 金融監督第二課 信用組合監督室

電話 0 9 2 - 4 1 1 - 7 2 8 1 (内線 3 7 1 1)

福岡財務支局 長崎財務事務所 理財課

電話 0 9 5 - 8 2 2 - 4 2 7 1 (代表)